

「広報きそさき」有料広告掲載募集要項

「木曽岬町有料広告掲載要綱」（以下「要綱」という。）の規定に基づき、「広報きそさき」への掲載広告を次のとおり募集します。

1 「広報きそさき」の発行概要

- （１）体裁 A 4 版 表紙、裏表紙以外は 2 色刷り
- （２）発行回数 毎月 1 回、1 日発行
- （３）発行部数 2, 2 0 0 部
- （４）配布先等 木曽岬町内（自治会を通じ各戸配布）、その他関係機関等

2 広告の規格等

- （１）1 枠を縦 5 0 mm×横 1 7 0 mmとし、1 枠を 2 分の 1 として掲載も可能。
- （２）同一申込者が申し込める広告は 1 号あたり 1 枠とする。
- （３）広告の掲載位置は町で決定し、印刷は 2 色刷りとする。

3 募集方法

広報きそさき、木曽岬町ホームページにて募集するものとする。

4 掲載料と納入方法

- （１）1 号あたり 1 枠 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）、1 枠を 2 分の 1 とした場合は 2, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- （２）広告主は掲載にかかる料金を、納期限までに一括前納すること。

5 広告主決定方法

木曽岬町有料広告掲載要綱及び木曽岬町広告掲載基準に基づき、木曽岬町広告審査委員会において審査の上決定します。

6 掲載期間

広告の掲載期間は、最大12か月とし、年度を超えることはできない。

7 申込方法

木曽岬町有料広告掲載申込書に広告原稿出力見本を添えて、掲載希望月の4カ月前から2カ月前までに申し込むものとする。

8 製作上の注意事項

(1) 木曽岬町有料広告掲載要綱及び木曽岬町広告掲載基準を遵守すること。

(2) 広告原稿については、データで納品ができること。

9 広告内容に関する苦情

(1) 広告主は、広告の内容に関する苦情等について一切の責任を負い、速やかに解決に当たること。

(2) 広告主の営業停止等の問題が発生した場合は、速やかに町に報告すること。

10 申込先・問合せ先

〒498-8503

三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地

木曽岬町議会事務局

TEL 0567-68-6108

FAX 0567-66-3111

E-mail gikai@town.kisosaki.mie.jp